

最低賃金中小企業支援事業のご案内

すべての労働者の賃金の下限を定めた「地域別最低賃金」については、平成22年6月に開催された第4回雇用戦略対話会合において、政労使の合意により「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」とされました。そして、同年12月に開催された第6回雇用戦略対話会合においては、「平成22年6月の雇用戦略対話における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところです。

この合意を受けて、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業として、厚生労働省では、平成23年4月に全国的支援策、業種別支援策、地域別支援策をスタートさせました。山口労働局では、このうち、全国的支援策としての相談支援事業、地域別支援策としての業務改善助成金事業を行っています。

中小企業相談支援事業

この事業は、山口労働局から委託を受けた県内の中小企業団体等が、無料の相談窓口を設けて、最低賃金の引き上げにより影響を受ける中小企業事業主からの経営面と労働面の相談についてワン・ストップで対応するものです。

具体的には

- ・もう少し生産効率を上げたいのだが・・・
- ・販路拡大の方法について知りたいのだけれど・・・
- ・給与制度・給与体系を見直したいのだが・・・
- ・その他、経営・労務に関すること

などの相談の対応や、さらに専門家を各企業へ派遣して、個別にコンサルティングを行っています。

山口県内には以下のとおり、専門家の派遣も行う最低賃金総合相談支援センター（1箇所）と、最低賃金相談支援コーナー（3箇所）が設置され、コーディネーターが常駐していますので、お気軽にご相談ください。

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 山口県最低賃金総合相談支援センター （山口県中小企業団体中央会内） | 山口市中央 4-5-16 083-922-2606 |
| 下関最低賃金相談支援コーナー （下関商工会議所内） | 下関市南部町 21-19 083-222-3333 |
| 宇部最低賃金相談支援コーナー （宇部商工会議所内） | 宇部市松山町 1-16-18 0836-31-0251 |
| 東部地域最低賃金相談支援コーナー （徳山商工会議所内） | 周南市栄町 2-15 0834-34-9251 |

業務改善助成金事業

この事業は、地域別最低賃金額が700円以下の地域の賃金水準の底上げを支援するため、この地域の中小企業事業主が事業場内の最も低い賃金を時間給または時間換算額で4年以内に800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1年あたり40円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施するために要した経費の2分の1を助成する制度です。（助成金の上限は100万円、下限は5万円）

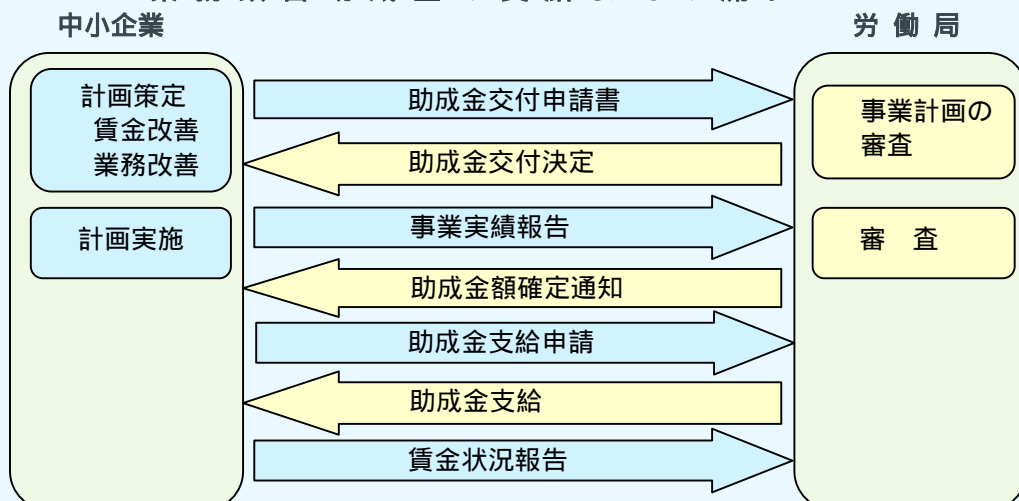
対象となる事業主

- 1 資本金または出資の総額が3億円以下（小売業・サービス業は5,000万円以下、卸売業は1億円以下）の事業主または常時使用する労働者数が300人以下（小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）の事業主
- 2 事業場において、事業場内最低賃金が時間給等800円未満、地域別最低賃金額（山口県 681円）以上の労働者を使用している事業主
- 3 事業場内の最低賃金を1年あたり40円以上引き上げるため、以下の措置を申請年度中に実施した事業主
 - （1）4年以内に事業場内の最低賃金を時間給等800円以上とすること（賃金改善計画の策定）
 - （2）申請年度の業務改善計画を労働者の意見を聴いて作成すること
 - （3）事業場内最低賃金規程の作成
 - （4）賃金改善の実施（（3）の規程に基づき、賃金を引き上げ、3か月以上支払う）

業務改善助成金の対象となる経費の例

- 1 就業規則の作成や改定
事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料
- 2 賃金制度の整備
事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
- 3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
 - （1）在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用
 - （2）作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗の改装、機器等の購入費用
- 4 労働能率の増進に資する研修
新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

業務改善助成金の支給までの流れ



詳しい手続き等については、山口労働局労働基準部賃金室
（ 0 8 3 - 9 9 5 - 0 3 7 2 ）までお問い合わせください。